

公民館から コミュニティセンターへ

総務課・生涯学習課

背景・目的

- 公民館は社会教育施設として、社会教育や生涯学習の推進の場ですが、コミュニティの希薄化や担い手不足が顕在化する中で、地域コミュニティの拠点としての役割が大きくなってきています。
- 地域や利用者のニーズが多様化。社会教育、生涯学習のほか、多世代交流、防災拠点など公民館の枠を超えた役割が求められています。



地域づくり、地域コミュニティ形成に役立つ施設へ

公民館から

コミュニティセンター へ

(令和8年4月~)

より開かれた地域の拠点を目指します。



コミュニティセンターとは？

- コミュニティセンターは、地域の皆さんが自由に集い、学び、支え合う場です。
- 子どもから高齢者まで、気軽に利用できる「地域の居場所」として様々な活動ができます。
- 地域コミュニティ活動に伴う販売行為や有料イベント、企業など幅の広い利用が可能です。

	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	市長部局
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法
活動内容	<p>○公民館主催（生涯学習講座・放課後子ども教室）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>味噌づくり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文化展（祭）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>放課後子ども教室</p> </div> </div> <p>○団体活動・自主学习教室</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>コミュニティ運営協議会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>老人会わなげ大会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>社協 防災セミナー</p> </div> </div> <p>○貸館 地区団体、サークル、グループ、市・県関係機関など</p>	<p>○地域コミュニティ活動に伴う販売行為や有料イベントが可能</p> <div style="text-align: center;">  <p>企業と連携した健康教室</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>手作り品のバザー</p> </div> <p>今までの活動に加え多目的に利用</p> <p>○貸館 <u>民間企業、政治団体</u></p>

変わらないこと

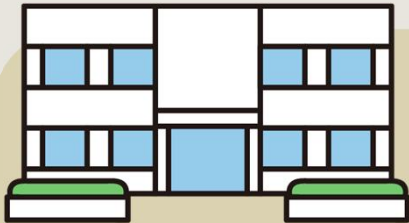
- ・これまでどおり、地区の皆さんが自由に集い、学び、支え合う場所です。
- ・市職員が施設管理し、社会教育や生涯学習に関する各種講座や教室を実施します。
- ・飲酒は原則禁止ですが、これまでどおり地区の活動に限り、センター長の判断で可能とします。
- ・宗教団体の利用は原則不可とします。（地区からの不安の声を反映）

変わること

- ・名称を「コミュニティセンター」に統一し、市長部局が所管します。
- ・企業や政治団体が使用できるようになります。その際、地区団体等と申込期間や使用料に差をつけることで、地区団体等の活動に影響が出ないよう配慮します。

区分	申込受付期間（使用日の）		使用料	
	これまで	これから	これまで	これから
地区団体 自主学習グループ 社会教育団体 行政機関 個人	6か月前	変更なし	通常料金 (一部減免有)	通常料金（一部減免有） + 市外であれば市外加算 営利であれば営利加算
政治団体【新】	—	2か月前	—	
営利団体 (企業など)【新】	—	2か月前	—	営利料金 + 市外であれば市外加算

推進体制のイメージ



コミュニティセンター

所管：市長部局（総務部）

運営主体

- センター長（地区推薦or市職員）
- センター職員（事務員・用務員）
- センター運営審議会 ※これまで公民館運営審議会

業務

- 生涯学習・社会教育
 - ・主催講座
 - ・放課後子ども教室
 - ・自主学习教室
 - ・文化祭
- 地域コミュニティ
 - ・地区団体
 - ・コミュニティ運営協議会
 - ・サークル
 - ・NPO、企業 との連携
- 貸館・維持管理
 - ・施設使用許可 予約システム
 - ・施設の維持管理 修繕、委託など

社会教育施設としての機能を継承

教育委員会

本来「公民館」や「社会教育」に関する事務は教育委員会の権限に属する

補助執行

地方自治法第180条の7に基づき、教育委員会の権限を市長の補助機関であるセンター職員に執行させる

市長部局

「コミュニティセンターが行う社会教育及び施設管理」を補助執行

教育委員会（生涯学習課・生涯学習センター）

これまでどおり、生涯学習・社会教育を所管し、センター職員と連携し、講座・教室を企画運営する。

補助執行

連携
総合教育会議

市長部局（総務部）

地域コミュニティ活動を行う地区団体を支援する。センター職員と連携し、施設の貸館や維持管理を行う。

使用料の設定方針

- ・ 地区など既存団体（市内の非営利団体）⇒ 現在の使用料から変更ありません。
西・栗野ホールが他館に比べ非常に高い料金設定になっているため安い方に統一します。
- ・ 市外や営利団体（企業など）【新】 ⇒ 市内の類似施設（プラザ萬象・スポーツ施設）の使用料を参考にしつつ、面積や設備面のサービス水準を踏まえ設定します。
- ・ 新たに利用が可能となる 企業などが使いやすい料金設定とする一方、類似施設の使用料より安くなりすぎることで地区の利用に影響が生じないように配慮します。

■現在の使用料（市外・営利設定なし）

単位：円

施設名		午前	午後	夜間
ホール (西・栗野以外)		300	700	1,000
大ホール (西・栗野)		2,000	5,000	6,000
研修室		200	500	600
調理室		600	1,500	2,000
東郷体育館	高校生以下	50	50	50
	一般	100	100	100
	専用	2,000	2,000	2,000
愛発体育館	高校生以下	50	50	50
	一般	100	100	100
	専用	1,000	1,000	1,000
グラウンド (東郷・愛発)		無料		

※冷暖房加算なし

■新しい使用料（市外・営利設定あり）

市内公共施設を参照し、申込者の属性により①～④の4パターンの料金を設定

※赤字が新料金案

単位：円

施設名	区分	午前		午後		夜間	
		コミセン	萬象	コミセン	萬象	コミセン	萬象
ホール	①通常（市内・非営利）	300	3,000	700	4,000	1,000	5,500
	②市外・非営利	2,700	3,900	3,600	5,200	5,000	7,150
	③市内・営利	3,200	4,500	4,200	6,000	5,800	8,250
	④市外・営利	3,800	5,400	5,000	7,200	6,900	9,900
研修室	①通常（市内・非営利）	200	800	500	1,100	600	1,300
	②市外・非営利	700	1,040	1,000	1,430	1,200	1,690
	③市内・営利	800	1,200	1,200	1,650	1,400	1,950
	④市外・営利	1,000	1,440	1,400	1,980	1,600	2,340
調理室	①通常（市内・非営利）	600		1,500		2,000	
	②市外・非営利	2,100		3,000		4,000	
	③市内・営利	2,400		3,600		4,600	
	④市外・営利	3,000		4,200		5,300	

※体育館やグラウンドは、栗野スポーツセンターなどと同額で設定（市外 1.5倍、営利 2倍）

別途、冷暖房を使用した場合加算する

ただし、コミセンは地域の拠点であるため、地区など既存団体（市内の非営利団体）は従来どおり加算なし